

第Ⅶ章 西方遺跡第14次確認調査

第1節 調査にいたる経緯と経過

1-1. 調査にいたる経緯(表10)

茅ヶ崎市下寺尾351、440番の民有地に対して、土地所有者から公有地化について相談を受けた茅ヶ崎市教育委員会は、その取り扱いについて検討を始めた。当該地は『史跡「下寺尾官衙遺跡群」保存活用計画』における今後現状保存を目指す地区に含まれ、さらに、「国指定史跡下寺尾西方遺跡」の本質的価値である環濠集落の内側に位置しており、関連する遺構が残存する可能性があることから、神奈川県教育委員会に追加指定の手続きの相談を行った。

その結果、両史跡の本質的価値が現代までの開発行為等により失われていないことを確認する必要があると指導され、土地所有者の協力を得て試掘調査を実施し、堆積土の残存状況を確認することとなった。

1-2. 調査地点の現況と調査区の設定(第5図、図版2)

今回の調査地点は市道7281号線(大岡越前通り)と市道0111号線(香川駅前通り)が交差する丁字路の南西に広がる畑地の一画で、敷地は北から南に緩く傾斜し、標高は北側市道際で約14.6～14.8m、TP3を設定した南東部で約13.7mを測る。

下寺尾440番は市道7281号線に面した一枚の畑である。調査時、作物は植え付けられていなかったがその後の耕作に影響を及ぼすことが少ないように、敷地北側にTP1、南側境界付近にTP2を設定した。位置は任意で、両区とも1m×1mの正方形区画である。

下寺尾351番は市道0111号線の西側に位置し、史跡指定を受けた西方遺跡第5次確認調査地点(第4図29)に隣接する。現況は広葉樹も繁茂する荒れ地で、掘削可能な位置を選んで1m×1mのTP3を設定した。

表10 発掘調査に係る調整および届出等の文書6(第14次確認調査)

文書種別・内容	文書番号	日付	発信者	受信者	備考
1 埋蔵文化財所在有無の照会					
所在有無の照会			事業主	市教委	
2 出土品の手続き					
埋蔵物の発見届	3 茅教社第930号	令和3年11月19日	市教委教育長	茅ヶ崎警察署長	
埋蔵文化財保管証の提出	3 茅教社第931号	令和3年11月19日	市教委教育長	県教委教育長	
文化財認定の通知	文遺第52113号	令和3年12月10日	県教委教育長	事業主	市教委経由

* 名称・職名の略記

県教委：神奈川県教育委員会

市教委：茅ヶ崎市教育委員会

1-3. 調査体制

調査主体 茅ヶ崎市教育委員会
 調査担当 加藤大二郎(社会教育課)
 調査補助 高橋桃子(社会教育課)
 調査支援 株式会社カナコー

1-4. 調査の経過

今回の調査目的は古代以前の遺構が残存する可能性をつかむことで、掘削深度は第Ⅰ層を除去した所までと計画した。調査区も $1\text{m} \times 1\text{m}$ のテストピット 3 か所、計 3m^2 と狭く、掘削はすべて人力で行った。確認調査は令和 3(2021) 年 11 月 16 日に実施した。

掘削完了後、調査区底面の精査と壁面土層の観察を行い、平断面図の作成と写真撮影で記録を取った。

測量は、周辺調査で使用した既知点から座標移動し機械点を設定、トータルステーションで三次元座標値を求め、方眼紙にプロットした。写真撮影は一眼レフデジカメで行った。

第 2 節 調査地点の状況

2-1. TP1(第 28 図、図版 15)

北側を通る市道際から 2m ほど入った敷地北部に $1\text{m} \times 1\text{m}$ のテストピットを設定した。地表面高度は 14.5m で厚さ約 0.2m の表土を掘削し、堆積土の状況を精査した。

第Ⅰ層は宝永テフラを含む暗褐色土で、上部はトラクターで耕耘され非常に軟らかい。宝永テフラの一次堆積層(第Ⅱ層)は残存せず、調査区底面で橙色スコリア少量を含むしまりの良い暗褐色土が確認された。その特徴から標準土層第Ⅲ層に相当すると考えられる。

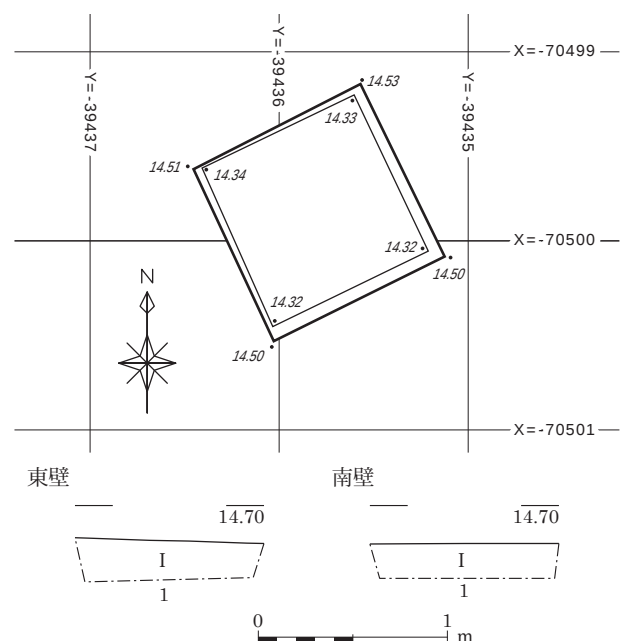
本調査区では遺構の掘り込みは確認されず、出土遺物もなかった。

2-2. TP2(第 29 図、図版 15)

TP1 の南南東約 28m、南側の敷地境界付近に $1\text{m} \times 1\text{m}$ のテストピットを設定した。地表面高度は 14.1m で厚さ約 0.2m の表土を掘削し、堆積土の状況を精査した。

TP1 同様、第Ⅰ層は宝永テフラを含む暗褐色土で、上部はトラクターで耕耘され非常に軟らかい。宝永テフラの一次堆積層(第Ⅱ層)は残存しない。

調査区底面の状況も TP1 と変わらず、橙色スコ



第 28 図 第 14 次調査 TP-1 平断面図 (1/40)

第3節 小 結

調査の結果、各調査区において表土直下において本来の堆積土を確認することができた。

TP1 と TP2 は標高差が 0.4m あり、約 28m 離れているが一枚の畑であり、堆積状況もほぼ同様であった。約 0.2m の耕作土の下は標準土層第Ⅲ層と思われる暗褐色土が残存したことから、この地区での相模原台地本来の地形が改変されず残っている可能性が高いと推測される。

調査区底面が第Ⅲ層であったとすると古代遺構の確認面には達していないと想定される。狭い調査範囲であることも含め、遺構が確認されず、出土遺物もわずかであったことも妥当と考えられる。

TP3 は TP2 の東方約 33m に位置し、地表面高度も約 0.4m 低い。地表下約 0.7m で標準土層第Ⅴ層に相当すると考えられるスコリア質の黒褐色土が調査区の一部で残存したが、深度 1m でも第Ⅰ層を除去することはできなかった。東側の第 5 次確認調査地点でも、地表面高度 14.1 ～ 14.2m に対して約 0.75m の表土があり、その下は第Ⅴ層が残存する状況が報告されている（三戸ほか 2019）。次章で報告する第 15 次調査地点でも表土が厚く、第Ⅲ層が確認できない状況であり、TP3 と似た様相と言える。部分的な確認状況のため断定はできないが、近世以降のある時期にこの地点で深く掘削する必要がある土地利用がなされたと推測される。

一方、下寺尾官衙遺跡群に関連した東側区画溝が第 12 次調査で確認され（第 5 図：茅ヶ崎市教育委員会 2022）、本書第Ⅱ章で報告した第 8 次調査では弥生時代中期の V 字溝が確認された。

このような周辺状況と本地点の土層残存状況を踏まえ、古代における「下寺尾官衙遺跡群」と弥生時代中期環濠集落の「下寺尾西方遺跡」に関連する遺構・遺物が残存している可能性は十分あると判断した。

以上のことから、当該地において「国指定史跡下寺尾官衙遺跡群」と「国指定史跡下寺尾西方遺跡」の本質的価値が残存している可能性が高いと考えられるため、史跡への追加指定に向けて地権者、県教育委員会、文化庁と協議を進める必要がある。



写真 7 調査地点遠景〔南東から〕 画面右側の道路が大岡越前通り